脳損傷又はせき髄損傷による障害の状態に関する意見書　　別記様式第１

氏　名		生年月日	年　月　日	男・女
障害の原因となった傷病名				
発生年月日	年　月　日	初診年月日	年　月　日	
上記傷病が治ゆ（症状が固定した状態を含む）となった日			年　月　日	
既存障害の有無	有（　　）・無			
診断書作成医療機関における初診時所見（主訴及び症状）				
初診に至るまでの経緯				
現在までの治療の内容、期間、経過、その他参考となる事項				
脳・せき髄等に係る画像診断結果等（ＭＲＩ、ＣＴ、Ｘ-Ｐ等の撮影年月日及び所見を記載してください。）				

麻痺の範囲等																		
運動障害の範囲	四肢・片・対（上肢・下肢）・単（上肢・下肢）																	
性状	弛緩性・痙性・不随意運動性・その他（　　）																	
起因部位	脳・せき髄・末梢神経																	
関節運動域の制限	部位	肩		肘		手		股			膝		足					
	運動	屈伸	外転	屈伸		屈伸		屈伸		内外転	屈伸		屈伸					
有・無（自動・他動）	右																	
	左																	
徒手筋力テスト（ＭＭＴ）※１	部位	肩			肘		手		股					膝		足		
	運動	屈曲	伸展	外転	屈曲	伸展	屈曲	伸展	屈曲	伸展	内転	外転		屈曲	伸展	屈曲	伸展	
	右																	
	左																	
感覚障害の範囲	四肢・片・対（上肢・下肢）・単（上肢・下肢）																	
感覚障害の性状	脱失・鈍麻・その他（　　）																	

麻痺の程度・※２			
右上肢	高度・中等度・軽度	〈状態〉	
左上肢	高度・中等度・軽度	〈状態〉	
一下肢	高度・中等度・軽度	〈状態〉	
両下肢	高度・中等度・軽度	〈状態〉	
神経因性膀胱障害又は神経因性直腸障害		有（　　）・無	

※１：筋力については表の中に×△○印を記入してください。×印は筋力が消失又は著減（筋力０、１、２該当）、△印は筋力半減（筋力３該当）、○印は筋力正常又はやや減（筋力４、５該当）

※２：麻痺の程度は、運動障害の程度により記載してください。運動障害の程度については、**別紙**の記載要領に従って記載してください。
また、〈状態〉は、物を持ち上げて移動できない等具体的な障害の状態を記載してください。

※「関節運動域」欄及び「徒手筋力テスト」欄は検査を行った場合に記載してください。

高次脳機能障害		障害なし	多少喪失	相当程度喪失	大部分喪失	全部喪失
	意思疎通能力	とくに問題ない	困難はあるが概ね自力でできる	困難はあるが援助があればできる	困難が著しく大きい	できない
	問題解決能力	とくに問題ない	困難はあるが概ね自力でできる	困難はあるが援助があればできる	困難が著しく大きい	できない
	持続力・持久力	とくに問題ない	困難はあるが概ね自力でできる	困難はあるが援助があればできる	困難が著しく大きい	できない
	社会行動能力	とくに問題ない	困難はあるが概ね自力でできる	困難はあるが援助があればできる	困難が著しく大きい	できない

介護の要否等※3	種類	介護の要否	介護が必要な場合には、その原因たる障害の状態　※4
	食事	自立・概ね自立・時に介護が必要・常に介護が必要	
	入浴	自立・概ね自立・時に介護が必要・常に介護が必要	
	用便	自立・概ね自立・時に介護が必要・常に介護が必要	
	更衣	自立・概ね自立・時に介護が必要・常に介護が必要	

※3：この欄は、障害等級３級以上の障害が認められる場合において使用するものです。したがって、高次脳機能障害や麻痺が重篤でない場合には記載の必要はありません。
※4：原因となっている障害の状態（例：両上肢が完全麻痺）について記載してください。

※　記載に当たっては別紙を参照してください。
※　各能力の判断に当たっては、教師等が特段の配慮をしないで児童生徒が１人でやる場面を想定して記載してください。

上記のとおり証明します。　　医療機関所在地
名称
診療担当科
年　月　日　　医師氏名

（別紙）

1　運動障害の程度を評価する際の要点は次のとおりです。

（1）麻痺が高度とは、障害のある上肢又は下肢の運動性・支持性がほとんど失われ、障害のある上肢又は下肢の基本動作（下肢においては歩行や立位、上肢においては物を持ち上げて移動させること。）ができないものをいいます。

具体的には、以下のものをいいます。

①完全強直又はこれに近い状態にあるもの

②上肢においては、三大関節及び５つの手指のいずれの関節も自動運動によっては可動させることができないもの又はこれに近い状態にあるもの

③下肢においては、三大関節のいずれの関節も自動運動によって可動させることができないもの又はこれに近い状態にあるもの

④上肢においては、随意運動の顕著な障害により、障害を残した一上肢では物を持ち上げて移動させることができないもの

⑤下肢においては、随意運動の顕著な障害により、一下肢の支持性及び随意的な運動性をほとんど失ったもの

（2）麻痺が中等度とは、障害のある上肢又は下肢の運動性・支持性が相当程度失われ、障害のある上肢又は下肢の基本動作にかなりの制限があるものをいいます。

たとえば、次のようなものがあります。

①上肢においては、障害を残した一上肢では軽量の物（概ね 500ｇ）を持ち上げることができないもの又は障害を残した一上肢では文字を書くことができないもの

②下肢においては、障害を残した一下肢を有するため杖又は硬性装具なしには階段を上ることができないもの

③下肢においては、障害を残した両下肢を有するため杖又は硬性装具なしには歩行することが困難なもの

（3）麻痺が軽度とは、障害のある上肢又は下肢の運動性・支持性が多少失われており、障害のある上肢又は下肢の基本動作を行う際の巧緻性及び速度が相当程度損なわれているものをいいます。

たとえば、次のようなものがあります。

①上肢においては、障害を残した一上肢では文字を書くことに困難を伴うもの

②下肢においては、日常生活は概ね独歩であるが、障害を残した一下肢を有するため不安定で転倒しやすく、速度も遅いもの

③下肢においては、障害を残した両下肢を有するため杖又は硬性装具なしには階段を上ることができないもの

2　各能力評価を行う際の要点は以下のとおりです。

（1）意思疎通能力（記銘・記憶力、認知力、言語力等）

学校生活において他人とのコミュニケーションを適切に行えるかどうか等について判定してください。主に記銘・記憶力、認知力又は言語力の側面から判断を行います。

（2）問題解決能力（理解力、判断力等）

学習の課題に対する指示や要求水準を正確に理解し適切な判断を行い、円滑に学業が行えるかどうかについて判定してください。主に理解力、判断力又は集中力（注意の選択等）について判断を行います。

（3）学校生活に対する持続力・持久力

一般的な１日の学校生活に対処できるだけの能力が備わっているかどうかについて判定してください。精神面における意欲、気分又は注意の集中の持続力・持久力について判断してください。その際、意欲又は気分の低下等による疲労感や倦怠感を含めて判断してください。

（4）社会行動能力（協調性等）

学校において他人と円滑な共同作業、社会的行動ができるかどうか等について判定してください。主に協調性の有無や不適切な行動（突然大した理由もないのに怒る等の感情や欲求のコントロールの低下による場違いな行動等）の頻度について判断してください。

3　障害の程度別の例（高次脳機能障害整理表）

	意思疎通能力	問題解決能力	持続力・持久力	社会行動能力
A とくに問題ない	①特に配慮してもらわなくても、学校で他の人と意思疎通を図ることができる。 ②必要に応じ、こちらから電話をかけることができ、かかってきた電話の内容を正確に伝えることができる。	①教師の指示を理解して実行できる。 ②教師の指示を１人で判断することができ、実行できる。	１日の学校生活を支障なく行える。	障害に起因する不適切な行動は認められない。
B 困難はあるが概ね自力でできる	①特に配慮してもらわなくても、学校で他の人と意思疎通をほぼ図ることができる。 ②必要に応じ、こちらから電話をかけることができ、かかってきた電話の内容をほぼ正確に伝えることができる。	①複雑でない教師の指示であれば理解して実行できる。 ②抽象的でない教師の指示であれば１人で判断することができ、実行できる。	概ね１日の学校生活を支障なく行える。	障害に起因する不適切な行動はほとんど認められない。
C 困難はあるが援助があればできる	①学校で他の人と意思疎通を図ることに困難を生じることがあり、意味を理解するためには、時には繰り返してもらう必要がある。 ②かかってきた電話の内容を伝えることはできるが、時々困難を生じる。	①教師の指示を理解することに困難を生じることがあり、時には助言を要する。 ②１人で判断することに困難を生じることがあり、たまには助言を必要とする。	障害のために予定外の休憩あるいは注意を喚起するための指導が時には必要であり、それなしには概ね１日の学校生活は行えない。	障害に起因する不適切な行動が時には認められる。
D 困難が著しく大きい	①実物を見せる、やってみせる、ジェスチャーで示す、などのいろいろな手段と共に話しかければ、短い文や単語くらいは理解できる。 ②ごく限られた単語を使ったり、誤りの多い話し方をしながらも、何とか自分の欲求を望みだけは伝えられるが、聞き手が繰り返して尋ねてみたり、いろいろと推測する必要がある。	①教師の指示を理解することは著しく困難であり、頻繁な助言がなければ対処できない。 ②１人で判断することは著しく困難であり、頻繁な助言がなければ対処できない。	障害により予定外の休憩あるいは注意を喚起するための指導を頻繁に行っても半日程度の学校生活しかできない。	障害に起因する非常に不適切な行動が頻繁に認められる。
E できない	学校で他の人と意思疎通を図ることができない。	教師の指示を与えられてもできない。	持続力に欠け学校生活ができない。	社会性に欠け学校生活ができない。